

## 夏場の移行期管理に備えて ～乾物摂取量がポイント～

生産本部指導部営農指導課 南條 健太郎

今年もいよいよ暑い夏がやってきます。2020年も夏場分娩（7～9月）が非常に多くなっており、そのため6～9月頃に乾乳牛が増えてくると考えられます。皆さんの牧場では昨年夏場に分娩した牛の調子はいかがでしたか？分娩後立ちあがりの良かった牧場、良くなかった牧場では何が違ったのでしょうか？もちろん牛舎施設等の環境面の違いもあると思われませんが、大きく影響しているのは移行期（分娩前後3週間）の管理です。今回は、これから増える夏場分娩に備え移行期の管理について説明します。

### 《子宮内膜炎》

子宮内膜炎とは子宮の内側を覆っている膜が炎症を起こす病気です。子宮内膜炎になっている子宮は、正常な子宮と比べると、受胎率が半分ほどに低下しているとの報告もあります。子宮内膜炎になる牛は分娩時の分娩介助の衛生状況、周産期病などが関係していると言われており、分娩後に子宮内膜炎になる牛や周産期病になる牛は乾物摂取量が低下している可能性が高いと報告されています。移行期の乾物摂取量をできるだけ落とさずに高めることができれば分娩後疾病を減らすことができ、結果的に早期妊娠も可能になると考えられます。

### 《乾物摂取量について》

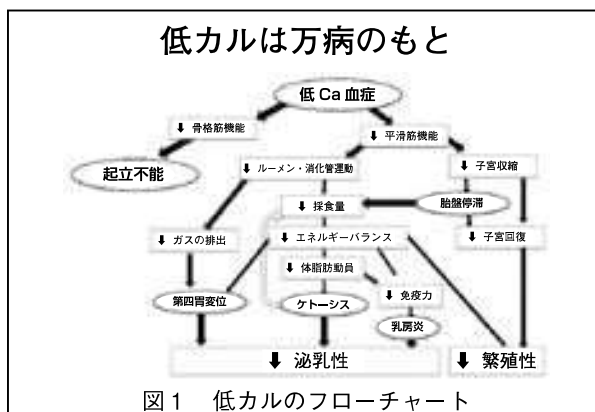
それでは乾乳期において乾物摂取量を高めるためにはどうしたらよいのでしょうか？

- ・良質粗飼料（自給飼料は品質のいいもの、オーツ、クレイン、チモシー等）を給与し、牛の状態をみながらストロー、WC Sなどの組み合わせを検討する。  
※自給飼料については成分分析（ミネラル等）を！
- ・給与する粗飼料は細断し、不断給餌する。  
（細断するとより多く食べられます）
- ・十分なスペースの確保（飼槽スペースは最低76cm／頭以上、休息スペースの理想は13m<sup>2</sup>／頭

以上、最低でも9m<sup>2</sup>／頭必要です）

### 《低カルシウム血症》

分娩後の低カルシウム血症を予防するには、乾乳後期のミネラルバランスが重要となります。カルシウムの給与量も重要ですが、カリウム、マグネシウム濃度を確認することが重要です。飼料中のカリウム濃度をできるだけ低く、マグネシウム濃度は、乾物で0.4%以上給与することが低カル予防には効果的と言われています。また、予防するには分娩後のカルシウム給与を行うことも重要です。給与方法は色々ありますが、経口投与が推奨されています。つまり、低カル予防においては乾乳期のミネラルバランスと、分娩後のカルシウムの補給が重要です。



### 《移行期管理ポイント》

- ・嗜好性のいい粗飼料の不断給与
- ・カウコンフォート（換気・飲み水・牛床）
- ・栄養の充足（エネルギー、蛋白）とミネラルコントロール

最後に、乾物摂取量が重要と書いてきましたが、それを確認する方法として肋の張り、下腹が落ちていないこと、右腰が落ちていないことを確認してみてください。肋張りの悪い牛がいるならば改善の余地があると思いますので何かあれば何なりと営農指導課（Tel096-388-3510）までご相談下さい、今からでも間に合います。また、乾乳牛に關しても夏場の暑熱対策を忘れずにお願いします！

## 全酪連熊本駐在員紹介



全酪連 小澤友喜彦 氏

新緑の候、酪農家の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より弊会事業に格別のお引き立て、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

す。

この度、5月11日より熊本県駐在員としてお世話になります、小澤 友喜彦（おざわ ゆきひこ）と申します。

平成4年生まれの27歳で、北海道のど真ん中の旭川市出身です。小樽商科大学商学部経済学科を卒業しております。大学時代は軽音楽部に所属し、札幌・小樽のライブハウスでドラムを演奏する日々を送り、研究室では独占禁止法を専攻しておりました。

商業系の大学だったため、同じ大学の仲間たちは商社や金融機関等に就職しましたが、農業系の学校を卒業したわけでもなく、実家が農家であるわけでもない私が酪農業界で仕事をしたいと志望したのは、幼少期に親戚が経営している牧場で搾乳体験をしたことがきっかけでした。「いつかは自分も牛を飼いたい。」という思いがいつの間に

か変わり、「牛に携わる仕事がしたい！」と強く夢見るようになりました。「北海道だけではなく全国の農家さんの手助けをしたい。」という強い思いを持ち、2016年4月に全酪連に入会しました。入会後は福島県矢吹町の全酪連酪農技術研究所に勤務し、牧場現場業務（主に乳牛の哺育・育成牛の飼養管理や搾乳）の研修を1年間行いました。その後、本配属先として、2017年5月より熊本県の全酪連若齢預託牧場での勤務となり、ここでも丸一年ほど哺育・育成牛の飼養管理業務を行いました。2018年8月からは全酪連福岡支所へ異動となり、直営製品担当として、配合飼料の製造工場とのやり取りや会員農協様との伝票処理関係等を中心に業務を行い、1年9カ月ほど勤務させていただきました。

駐在員としてお仕事をするのは今回が初めてですが、一日も早く酪農家の皆様および牛たちのお役に立てるよう、精いっぱい頑張ります。何卒宜しくお願い致します。



## COLUMN — コラム —



## 「感染症予防と牛乳消費拡大に努めましょう」

令和2年も6月となり木々の緑も日増しに深くなってまいりました。昨年の今頃は新元号「令和元年」を迎え日本中が活気だったものですが、この世界の変わり様を誰が想像出来ていたでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は世界を席捲し我々の暮らしを激変させてしまいました。世界経済はリーマンショックとは比較にならない影響を受け、百年に1度の危機を迎えているといわれています。とはいえ緊急事態宣言発出による対策を経て熊本県は5月21日に休業要請を全面解除し、感染防止対策を徹底したうえでの経済活動の再開へと舵を切られています。

本会の新型コロナウイルス感染症対策は、2月の国による基本方針の策定を受けた同日にBCP(事業継続計画)を適用した対策を策定し、感染予防の徹底とともにソーシャルディスタンスの確保や3密の防止をはじめとし、時差出勤や在宅勤務など酪農・乳業事業の継続を最重要課題として鋭意取り組みながら関連情報の発信にも努めて参りました。日を追う毎に拡大する感染者の増加と後手に回ったといわれる国の新型コロナウイルス感染症の経過は皆さんご存じの通りです。

幸いにも本会の関係先での感染者の発生はなく、酪農生産現場も本会事業も継続が図られています。これもひとえに皆様の防疫対策の徹底の賜であり、感謝と共にまだまだ継続した徹底が必要です。重ねてお願いをいたします。

しかし、新型コロナウイルス感染症は社会に様々な変革を与えました。酪農・乳業界では学校給食の休止や外出の自粛、さらには外食産業の営業自粛の措置により業務用需要の急激な陰りもあり、生乳の需給バランスは緊急な緩和状態をもたらしました。行き場を失った生乳は脱脂粉乳やバターへ加工されます。本会の菊池工場もロングライフ製品として生乳の飲用化を推進する需給調節の機能を担っています。特にLL牛乳は常温保存可能による取扱の容易さから業務用として重宝され、昨年のタピオカミルクティーブームも相まって販売を大きく伸ばしていました。新型コロナウイルス感染症拡大は、需要がストップするばかりか生乳の需給調整の機能も奪いとり、LL製品の需要も激減させました。牛乳の需給バランス

の均衡がこんなにも繊細だったことを改めて痛感させられました。そして牛乳の消費拡大は大きな課題となっています。

このような中、国や関係機関では様々な対策が講じられていますのでご報告します。

まず、国による「プラスワンプロジェクト」これは緊急事態宣言の対象地区拡大によって牛乳消費が減少していることから、酪農家を支えるために牛乳やヨーグルトを普段よりもう一本多く消費することを推進されています。次に九州生乳販売農業協同組合連合会では「緊急牛乳乳製品消費拡大対策事業」を開始されました。酪農家の皆様より学童クラスや友人知人の方々へLL牛乳を送っていただき、更なる飲用を訴えるとともに新たな飲用需要を作り出すことを目標とし、消費拡大への理解をお願いする活動です。さらにJミルクでは「牛乳の無償提供事業」を農水省や農畜産業振興機構の支援を受けて開始されました。これは医療施設や児童福祉施設、高齢者施設など、希望があった施設や団体などに地域の乳業メーカーなどから牛乳を無償で提供する取り組みです。本会も熊本県の間接補助事業者として取り組んでおり、県内医療機関やフードバンク熊本への提供を行っています。フードバンク熊本は貧困家庭や熊本地震の被災者、仮設住宅、子ども食堂等に対しパッケージ不良や規格外で売り物にできない食品を企業や一般の人から寄付してもらい、支援が必要な人に無償で配布する活動をされています。医療機関の皆様とともに活動展開に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の影響は、政府による緊急事態宣言の段階的な解除後も、感染予防や拡大防止する観点から、3密を避けた「新しい生活様式」を継続していくことが示されています。感染第二波の発生も危惧するところですが、アフターコロナ・ウィズコロナ等、今後も様々な情勢が変化してまいります。真の情報を見極めながら酪農・乳業の平常を取り戻して参りましょう。

末筆とはなりますが、今年は宮崎県の畜産に壊滅的打撃を与えた口蹄疫の発生から丸10年を迎えます。人の防疫とともに家畜の防疫も再徹底を図っていただきますよう重ねてお願い致します。

らくのうマザーズ 管理本部長  
廣田 浩治

乳業だより

## らくのうマザーズLINE公式アカウント はじめました



新商品やプレゼントキャンペーンなど、  
最新情報をお届けします。

LINEをご利用の方は、是非「友だち登録」をお願いします。

<友だち登録方法は2通り>

LINEアプリの友だち追加

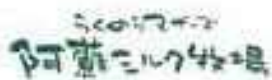
ID検索で @mothers を検索

@mothers



QRコードを読み取る





# 5月18日より営業再開しました。

また下記施設に関しましては、当面の間休業とさせていただきます。

- ・ バイキングレストラン『マザーズキッチン』
- ・ 手づくり体験館『手づくり体験教室』
- ・ ポニーの乗馬体験

## 入場にあたってのお願い

- ・ マスク着用など、咳エチケットにご協力をお願いします。
  - ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒にご協力をお願いします。
  - ・ ご入場中は、お客様同士の距離を空けて下さい。
- ※混雑状況に伴い、施設内の入場制限を実施する場合があります。

## 新ジャガ収穫体験開催

開催日/土・日・祝

※平日は3日前までの要予約



開催時間/11:00~16:00

体験料金/1袋1,000円

※無くなり次第終了

## 今日のまきばのどうぶつたちは…?



撮影しているスタッフを  
コッソリ覗いてみるよ



今日の優勝候補の  
3頭による見事な走りですが  
残り2頭は美味しい  
青草を食べていました…(笑)



先月号の集合写真より  
シュニーもマルも落ち着いています

先月号→



## あじさいが彩り始めました★



毎年梅雨時期の  
牧場を可愛らしい  
アジサイは5/29時点で  
彩る準備を  
はじめましたよ



## 「人工授精について」 ～受胎率向上の前にやるべきこと～

生産本部指導部技術課 大里 広顕

最近、繁殖検診をしているときに、発情が微妙で人工授精をしなかったり、授精師に人工授精を断られた牛をみる場合があります。すべてとは言いませんが、半数くらいの牛に黄体ができていますように思います。黄体ができていますということは、微弱ながらも発情がきており、排卵がされたと考えられます。この一回の授精のチャンスを逃すということはどんな意味を持つのでしょうか。少し前のデータになりますが、平均的な牛で「妊娠の価値」を計算すると、13～16万円の価値を持つと算出したデータがあります（もちろん、牛の能力や、使用する精液、子牛の価格にも左右されます）。人工授精に係る経費を、授精代を3,000円、精液代を3,000円とすると、1回人工授精する経費が6,000円、受胎率を40%とすると受胎までに平均2.5回人工授精する計算になるので、経産牛が受胎するための経費は、 $(3000+3000) \times 2.5$ で計算すると、15,000円になります。よって、酪農家は人工授精により10倍近くの利益を得る、という計算になります。同様の計算を、発情が微弱な時の人工授精での受胎率を仮に10%とすると、10回人工授精して1頭受胎する計算になり、 $6,000 \times 10 = 60,000$ ですから、受胎するまでの経費は6万円になります。妊娠の価値を13万円としても、発情が弱く、卵胞が小さくても、これらの牛に人工授精を行うことは、十分な費用対効果があると考えられます。繁殖成績を上げるために、酪農家がまず行うことは、発情を発見すること、人工授精を行う機会を増やすことです。しかし、改良された高泌乳牛では、発情の発見は難しくなります。

これまで「普通の牛」では発情周期は21日とされてきましたが、牛によって発情周期は18日～27日周期と幅があり、最も多い発情周期は22・23日というデータがあります。したがって、21日周期で来る牛が「普通の牛」ではないようです。また、多くの方が実感していると思いますが、高泌乳牛になれば、発情兆候を表す時間は短くなり、マウントする回数も少なくなる傾向がみられます。よって、1日2回の搾乳の時間に発情兆候が表れてくれるのを期待するのは、かなり効率が悪いということがわかります。また、発情の発見をしても、種付けが遅れたり、授精師への連絡が遅れたりすることがあると思います。授精適期は発情を見つけてから12時間後であるという「AM・PM法」を習った方は多いと思いますが、発情兆候が弱く、時間も短くなり、牛舎での発情発見の機会が1日に2回の搾乳の時だけ、という環境では、「発情を見つけたらできるだけ早いタイミングで人工授精を行うべきだ」という意見は説得力があります。人工授精を行うタイミングは短く、直腸検査で子宮の収縮や、卵胞の状態を確認することは熟練した技術が必要であると思います。しかし、繁殖をよくする最初の一步は、人工授精を行うことです。自然発情がわからない牛でも、プログラムで定時人工授精を行うことができます。発情を見逃してしまっても、出血を確認できたら、受精卵移植を行うこともできます。夏が来る前に、一頭でも多くの牛に人工授精や受精卵移植が行えるよう、授精師や繁殖検診に来る獣医師と相談してください。

# 乳用牛改良加速化事業(県事業) 実施要領(一部抜粋)

## 生産本部指導部経営支援課

### (趣旨)

第1条 この要領は、酪農家の所得向上と経営の安定化のため、乳用未経産雌牛に対するゲノミック評価と受精卵技術を組み合わせることにより、効率的に高能力雌牛の生産を行うことで乳用牛の改良加速化を図ることを目的として実施する乳用牛改良加速化事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施)

第2条 事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、熊本県酪農業協同組合連合会（以下「県酪連」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 県は、県酪連が次に掲げる事業の実施に要する経費について助成する。

- (1) ゲノミック評価支援  
乳用未経産雌牛のゲノミック評価。
- (2) 採卵支援  
ゲノミック評価を行った雌牛のうち、高能力のものからの採卵。
- (3) 受精卵作成技術支援  
(2)で採卵した未受精卵を使用した体外受精による受精卵の作成、(2)で採卵する体内受精卵の作成及び移植師や酪農家等への技術指導。
- (4) 受精卵移植促進  
(2)及び(3)で作出された受精卵の移植。

### (ゲノミック評価対象牛)

第5条 ゲノミック評価を行う乳用未経産雌牛は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録規程に基づく登録牛若しくは登録申請中のもので、かつその父牛が(1)及び(2)のいずれかを満たすもの、または(3)を満たすものとする。

- (1) 独立行政法人家畜改良センターが公表しているホルスタイン種評価結果総合指数（NTP）上位40位以内の国産種雄牛であること。
- (2) 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、能力評価成績を有する種雄牛であって、各国の総合指数上位100位以内若しくはNTP上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。
- (3) その他、県酪連が県内の乳用牛群改良に特に必要と認める雌牛。

### (採卵対象牛)

第6条 採卵を行う乳用未経産雌牛は、県酪連が県内の乳用牛群改良に特に必要と認める雌牛とする。

### (受精卵作成に供する精液)

第7条 体内及び体外受精に供する精液は、原則として性判別精液を利用するものとし、第5条の(1)から(2)のいずれかを満たすもの、又は県酪連が県内の乳用牛群改良に特に必要と認めるものとする。

### (補助対象経費及び補助率)

第8条 事業の補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において助成する。

### 別表

補助対象経費	内容	補助率
(1) ゲノミック評価支援	(1) 乳用未経産雌牛に対するゲノミック評価	1/2以内（ただし、予算の範囲内） (1) 上限2千円/回
(2) 採卵支援	(2) (1)により高能力であると推奨された牛からの採卵	(2) 上限10千円/回
(3) 受精卵作成技術支援	(3) 受精卵の作成及び移植師や酪農家等への技術指導等	(3) 上限15千円/回
(4) 受精卵移植促進	(4) (2)により作出された受精卵の移植	(4) 上限5千円/回

# ！農作業事故注意報！

## トラクターの農作業事故 が発生しています！！



トラクターによる農作業中の事故が発生しています。  
○トラクター運転中、畑から転落し重傷（5月・菊池地域）

田植前作業が本格化し、トラクターを使用する機会が増えています。

トラクターを使用する際は、シートベルト・ヘルメットの着用や、走行中の転倒・転落、修理・点検時の事故等に十分に注意し、作業を行きましょう。

乗用トラクターによる事故の実態



乗用トラクターの死亡原因

平成26年に発生した農作業死亡事故のうち、乗用トラクターによる死亡事故が27%を占めています。そのうち、8割近くが、ほ場や道路からの転倒・転落によるものです。  
((社)全国農業改良普及支援協会・農作業安全リスクカルテより)

### 乗車トラクターの事故様態と安全対策

- 1 走行中の転落・転倒による事故 (33.8%)
  - 狭い道路・農道・ほ場侵入退出路
  - ⇒安全フレーム・キャビンの装着、ブレーキの連結ロック
- 2 作業機の着脱、修理点検時の事故 (21.5%)
  - 重い作業機・ユニバーサルジョイント
  - ⇒手順に沿った作業の順守、教育
- 3 トラクターの降車・乗車時の事故 (13.8%)
  - 滑りやすい乗降場所
  - ⇒乗降時の安定姿勢、滑らない履物
- 4 接触や巻き込まれによる事故 (10.8%)
  - レバー類への予期せぬ接触
  - ⇒作業に適した服装



# トラクターの安全対策のポイント

## ポイント①

- ✓ 安全キャブやフレーム付きのトラクターを使用しましょう。
- ✓ シートベルトやヘルメットを着用しましょう。



## ポイント②

- ✓ 道路は、車両に対して十分な道幅があるか、また、路肩が視認（路肩ポール等を含む）できるかを事前にチェックしましょう。
- ✓ 草が繁茂する時期は、路肩が十分わかるように管理しましょう。



## ポイント③

- ✓ 機械の点検・修理時には、必ずエンジンを切りましょう。



## ポイント④

- ✓ 衣服が運転席周りのレバー類に引っ掛からないよう、適切な服装を心がけましょう。また、転倒したときに最も大事な頭部を守る、ヘルメットを着用することも重要です。

【お問い合わせ】 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課  
TEL 096-333-2380 FAX 096-381-8491

# 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの 公道走行ガイドブック

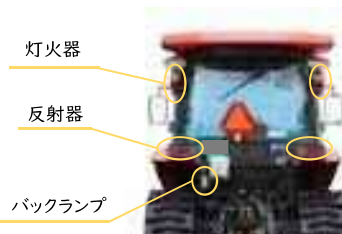
## 直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機(ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの(けん引タイプではない)であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを)を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

### ✓チェックその1 (灯火器類の確認)

農作業機を装着しても、灯火器類(ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器)が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



#### ①確認できない(見えない)場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません(その場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります)。

トラクタの灯火器類が農作業機で見えない例



#### ②確認できる(見える)場合でも必要な対応

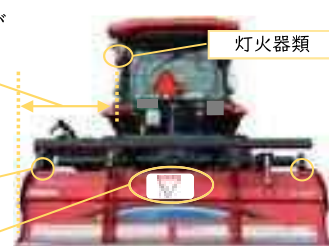
①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側(農作業機の端)から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。

②保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない例

反射器(左右両側)の設置例  
前面:白、後面:赤

制限標識



### ✓チェックその2 (全幅の確認)

農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

#### ①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農作業機の両端に反射器(前面白色、後面赤色)を設置する必要があります。

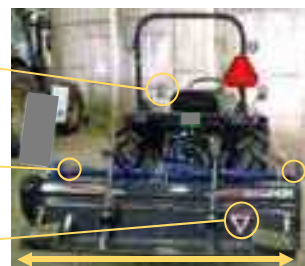
②機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。

③保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

左側サイドミラーの設置例


反射器(左右両側)の設置例  
(前面:白、後面:赤)

制限標識



農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

## ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要**があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

農作業機への反射器(後面:赤)、  
灯火器(前面:白、後面:赤)及び  
外側表示板(前後両面)設置例

※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。



## ✓チェックその3(運行速度の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。


### ①安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



(一社)日本農業機械工業会HP  
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

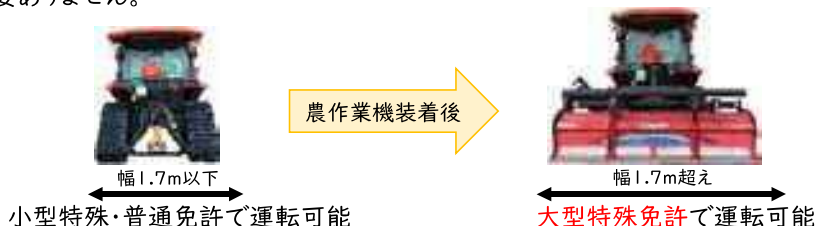
### ②安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① **安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要**があります。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

## ✓チェックその4(免許の確認)

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なのは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、**寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下**(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、**最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車**です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり**大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)**が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



## けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ(\*)、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として**農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。**

農耕トラクタで、マニユアスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベアラ等をけん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

### ✓チェックその0(前提)

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす**灯火器類**をけん引式農作業機の**前面及び後面に備える必要**があります。

また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、**農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要**があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。



チェーン等の丈夫な装置でつなぐ

前部反射器及び車幅灯の設置例



後部反射器及び灯火器類の設置例



### ✓チェックその1(灯火器類の確認)

けん引式農作業機は**農耕トラクタとは別の自動車として扱われます**ので、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式作業機には、前面に車幅灯及び前部反射器(白色)を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー及び後部反射器(赤色の正立正三角形)を**所定の位置に備える必要**※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません(その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります)。

### ✓チェックその2(全幅の確認)


けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

#### ①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

## ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応


- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前後に設置する必要**があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

## ✓チェックその3(運行速度の確認)

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準(30度又は35度)を満たしているかどうか確認されていない場合は、連結時の**運行速度15km/h以下で走行する必要**があります。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



## ✓チェックその4(免許の確認)

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、**最高速度15km/h以下の条件(いわゆる特定小型特殊自動車の条件)を1つでも超える場合**、単体でもその運転には大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで**車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許(農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可)が必要**となります。

## 担当部署

特殊車両通行許可申請について:国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について:国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同上

(\*)軽自動車税の納税義務について:総務省自治税務局自動車税制企画室  
(小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税(償却資産)の課税対象です。)

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて:農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: [http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

